

特定非営利活動法人ライフサポート アサヅマ 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人ライフサポートアサヅマという。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は地域の高齢者に対して、日常のお困りごとを解決するための事業を行い、地域の方々が安心して暮らしていくことができる社会づくりに寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 消費者の保護を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の日常のお困りごとを解決するための情報収集・提供事業
- (2) 高齢者の日常のお困りごとを解決するための安否確認事業
- (3) 高齢者の日常のお困りごとを解決するための調査研究・相談事業
- (4) 高齢者の日常のお困りごとを解決するための社会福祉関連事業
- (5) 高齢者の日常のお困りごとを解決するための紹介事業
- (6) 高齢者の日常のお困りごとを解決するための地域創生に関わる事業
- (7) 高齢者の日常のお困りごとを解決するための産学連携に関わる環境整備等の事業

- (8) 高齢者の日常のお困りごとを解決するための飲食・配食事業
- (9) 高齢者の日常のお困りごとを解決するための医療事業
- (10) 高齢者の日常のお困りごとを解決するための行政支援事業
- (11) 高齢者の日常のお困りごとを解決するための不動産事業
- (12) 高齢者の日常のお困りごとを解決するためのその他目的を達成するための事業

第3章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する個人。総会で議決権を有する。
- (2) 賛助会員 活動に任意参加または賛同し、事業を援助するために入会した個人または団体。
総会で議決権を有さない。
- (3) アサヅマ会員 ライフサポートアサヅマをご利用いただいている個人。
総会で議決権を有さない。
- (4) ボランティア会員 当法人の事業にボランティアで参加してくださる皆様。
総会で議決権を有さない。
- (5) パートナー会員 この事業と一緒に進めていく団体または法人。
総会で議決権を有さない。

第7条（入会）

- 1 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（入会金及び会費の不返還）

既納の入会金及び会費は返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

1 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
- (2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、1 人を理事長とする。

第14条（選任等）

- 1 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定

款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条（報酬等）

1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（職員）

1 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、所要の職員を置くことができる。

3 職員は理事長が任免する。

4 理事は職員を兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第5章 総会

第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権能）

1 総会は、以下の事項について議決をする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

2 総会は、以下の事項について報告する。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 事業計画及び活動予算
- (3) 入会金及び年会費の額
- (4) 役員の選任及び解任

第24条（開催）

1 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

1 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ、又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第 28 条（議決）

- 1 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 29 条（表決権等）

- 1 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 インターネット会議のシステムによって、実際上の会議と同等の環境が担保された場合は、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 30 条（議事録）

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

第 31 条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第 32 条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

第35条（議長）

理事会の議長は、理事の中から互選する。

第36条（議決）

- 1 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

- 1 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。またインターネット会議による会議も有効とし、審議及び表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第38条（議事録）

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第40条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第41条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第42条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第43条（予備費の設定及び使用）

- 1 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第44条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第45条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第46条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第47条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第48条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に関わる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第49条（解散）

1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第50条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において選定した者に譲渡するものとする。

第51条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第52条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

第53条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 朝妻 史江

理事 門田 聡子

理事 石田 敏

理事 石塚 正廣

理事 齊藤 一久

監事 沼村 詩

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 7 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 4 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 無料 年会費 10,000 円/年額

(2) 賛助会員個人 入会金 無料 年会費 5,000 円/年額

賛助会員団体 入会金 無料 年会費 100,000 円/年額

(4) アサヅマ会員 入会金 無料 年会費 5,000 円/年額

(5) ボランティア会員 入会金 無料 年会費 5,000 円/年額

(6) パートナー会員 入会金 無料 年会費 100,000 円/年額以上とする

役員名簿

法人名	特定非営利活動法人ライフサポートアサヅマ
-----	----------------------

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事長	朝妻 史江		有
理事	門田 聡子		無
理事	石田 敏		無
理事	石塚 正廣		無
理事	齊藤 一久		無
監事	沼村 詩		無

設立趣意書

1 趣旨

現代社会では、少子高齢化及び労働人口減少がこの先も続くとされています。さらに、核家族化が進んでいるため高齢者のご夫婦や1人暮らし世帯の方は、今後ますます地域のサポートが行き届かずに、日常生活に支障が出てくることが想定されます。

例えば、電球交換・換気扇の掃除・模様替え・大型ゴミの処分・玄関先の除雪など、介護サービスでは対応できないお困りごとが日常に溢れています。

私たちは米の定期配達をしている㈱アサツマで働く中で悩みを持つ高齢者がたくさんいることを知りました。

私たちは株式会社アサツマのスキームを活用しながら、地域見守りサービスの構築や困りごとの解決を担うことができると考えNPO法人を立ち上げることにいたしました。

会社組織では人材の確保が現実的に困難で、地域の皆様や行政との連携やサポートが必要となってくるため、特定非営利活動法人格の取得が望ましいと考えています。

私たちは、地域の高齢者に対して、日常のお困りごとを解決するための事業を行い、地域の方々が安心して暮らしていくことができる社会づくりに寄与することを目的として特定非営利活動法人を設立いたします。

2 申請に至るまでの経緯

2024年12月 : 高齢者の見守り・サポートサービスの必要性を感じた社員が集まり活動内容とNPO法人設立について話し合いを行う。

2025年1月～3月末 : NPO法人や活動内容について協議を重ねる。

2025年4月30日 : 第1回設立準備会を開催し、承認申請書類の内容や役員候補について話し合った。

2025年5月28日 : 設立総会を開催した。

令和7年5月28日

特定非営利活動法人 ライフサポートアサツマ

設立代表者

朝妻 史江

設立当初の事業年度の事業計画書
法人成立の日から 令和8年4月30日まで
特定非営利活動法人ライフサポートアサヅマ

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・当法人の活動内容を広報し、各種会員を増やすことを重視する。
- ・各事業に関わるサービスを提供する企業のパートナー会員と連携をとる。
- ・PR活動、ご家族様へのチラシなど、必要な人へ必要なサービスを提供するための基盤を作る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
高齢者の日常のお困りごとを解決するための情報収集・提供事業	チラシを配布・SNSなどを活用し情報収集を実施し、ニーズを把握する	R7.5～R8.4 札幌市 札幌市近郊 4人	住民行政 専門家 (500名)	500
高齢者の日常のお困りごとを解決するための安否確認事業	学生ボランティア 民選委員など、活動に賛同してくれる人を募る	R7.8～R8.4 北海道内 4人	住民行政 学生 (50名)	300
高齢者の日常のお困りごとを解決するための調査研究・相談事業	介護サービスが必要な方や ひとり暮らしが難しくな った方をケアマネや高齢 者住宅紹介業者へ繋ぐ	R7.5～R8.4 北海道内 2人	住民行政 専門家 (100名)	300
高齢者の日常のお困りごとを解決するための社会福祉関連事業	住宅型有料老人ホームの運営	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし		
高齢者の日常のお困りごとを解決するための紹介事業	高齢者住宅の紹介 デイサービスの紹介	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし		
高齢者の日常のお困りごとを解決するための地域創生に関わる事業	高齢者が安心して暮らすこと ができる地域包括ケアシ ステムの構築	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし		
高齢者の日常のお困りごとを	学生団体によるコールセン ターまたは訪問事業の実 装	(A) 実施予定なし (B) 実施予定		

解決するための産学連携に環境整備等の事業	相談窓口設置	(C) なし 実施予定なし		
高齢者の日常のお困りごとを解決するための飲食・配食事業	地域食堂の運営 配食サービスの実施	(A) 実施予定 なし (B) 実施予定 なし (C) 実施予定 なし		
高齢者の日常のお困りごとを解決するための医療事業	訪問診療との提携	(A) 実施予定 なし (B) 実施予定 なし (C) 実施予定 なし		
高齢者のお困りごとを解決するための行政支援事業	入居相談 生活相談 終活相談	R7.5～R8.4 北海道内 4人	住民・行政 専門家 (100人)	150
高齢者の日常のお困りごとを解決するための不動産事業	住宅型有料老人ホームの管理 住み替えに伴う相続相談	(A) 実施予定 なし (B) 実施予定 なし (C) 実施予定 なし		
高齢者の日常のお困りごとを解決するためのその他目的を達成するための事業	実施予定なし			

令和8年度の事業計画書

令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

特定非営利活動法人ライフサポートアサヅマ

1 事業実施の方針

- ・設立2年目は、必要な方に必要なサービスを届けられる基盤を固め、実際のサービス提供やニーズの掘り起こし、そこに付随するサービスの提供を重点として活動する。
- ・各分野の専門家とのネットワークを構築するため、市民・行政・企業の他に、医療や福祉の専門家や不動産業などへの広報活動を行う。
- ・地域の学生やボランティア活動団体などにも会員を増やし、年齢関係なく見守りやサポートサービスを行えるよう協力者を増やす。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
高齢者の日常の困りごとを解決するための情報収集・提供事業	チラシを配布・SNSなどを活用し、情報収集を実施し、ニーズを把握する	R7.5～R8.4 札幌市 札幌市近郊 4人	住民 行政 専門家 (500名)	500
高齢者の日常のお困りごとを解決するための安否確認事業	学生ボランティア 民選委員など、活動に賛同してくれる人を募る	R7.8～R8.4 北海道内 4人	住民 行政 学生 (50名)	500
高齢者の日常のお困りごとを解決するための調査研究・相談事業	介護サービスが必要な方やひとり暮らしが難しくなった方をケアマネや高齢者住宅紹介業者へ繋ぐ	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし		
高齢者の日常のお困りごとを解決するための社会福祉関連事業	介護サービスが必要な方やひとり暮らしが難しくなった方をケアマネや高齢者住宅紹介業者へ繋ぐ	R7.5～R8.4 北海道内 2人	住民 行政 専門家 (100名)	300
高齢者の日常のお困りごとを解決するための紹介事業	高齢者住宅の紹介 デイサービスの紹介	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし		

高齢者の日常のお困りごとを解決するための地域創生に関わる事業	入居相談 生活相談 終活相談	R7.5～R8.4 北海道内 4人	住民・行政 専門家 (100人)	450
高齢者のお困りごとを解決するための産学連携に関わる環境整備等の事業	学生団体によるコールセンターまたは訪問事業の実装 相談窓口設置	R8.5～R9.4 札幌市 札幌市近郊 15人	住民・行政 専門家 (350人)	360
高齢者の日常のお困りごとを解決するための飲食・配食事業	地域食堂の運営 配食サービスの実施	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし		
高齢者の日常のお困りごとを解決するための医療事業	訪問診療サービスとの連携	R8.5～R9.4 札幌市 10人	住民 行政 専門家 (200人)	400
高齢者の日常のお困りごとを解決するための行政支援事業	入居相談 生活相談 終活相談	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし		
高齢者の日常のお困りごとを解決するための不動産事業	住宅型有料老人ホームの管理 住み替えに伴う相続相談	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし		
高齢者の日常のお困りごとを解決するためのその他の目的を達成するための事業	実施予定なし			

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から 令和 8 年 4 月 30 日まで

特定非営利活動法人ライフサポートアサヅマ

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (@10,000円×10口)	100,000		
賛助会員受取会費 (@5,000円×100口)	500,000		
賛助会員団体受取会費 (@100,000円×2口)	200,000		
アサヅマ会員受取会費 (@5,000円×100口)	500,000		
ボランティア会員受取会費 (@5,000円×30口)	150,000		
パートナー会員受取会費 (@100,000円×3社)	300,000	1,750,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
情報収集・情報提供事業	200,000		
安否確認事業	300,000		
社会福祉関連事業	0		
行政支援事業	300,000	800,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			2,550,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	540,000		
人件費計		540,000	
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	150,000		
賃借料	240,000		
水道光熱費	50,000		
通信運搬費	100,000		
印刷製本費	50,000		
消耗品費	70,000		
その他経費計	0	710,000	
事業費計			1,250,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	480,000		
人件費計		480,000	
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	30,000		
賃借料	40,000		
水道光熱費	16,000		
通信運搬費	16,000		
印刷製本費	12,000		
消耗品費	26,000		
その他経費計	0	170,000	
管理費計			650,000
経常費用計			1,900,000
当期経常増減額			650,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			
当期正味財産増減額			650,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			650,000

令和8年度の事業年度 活動予算書

令和8年 5月1日から 令和9年4月30日まで

特定非営利活動法人ライフサポートアサヅマ

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (@10,000円×10口)	100,000		
賛助会員受取会費 (@5,000円×200口)	1,000,000		
賛助会員団体受取会費 (@100,000円×10口)	500,000		
アサヅマ会員受取会費 (@5,000円×10口)	500,000		
ボランティア会員受取会費 (@5,000円×50口)	250,000		
パートナー会員受取会費 (@100,000円×5口)	500,000	2,850,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
情報収集・情報提供事業	500,000		
安否確認事業	700,000		
社会福祉関連事業	0		
行政支援事業	50,000		
産学連携に関わる環境整備などの事業	0		
医療事業	0		
不動産事業	0	1,250,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			4,100,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	1,700,000		
人件費計		1,700,000	
(2) その他経費			
会議費	130,000		
旅費交通費	170,000		
賃借料	240,000		
水道光熱費	50,000		
通信運搬費	100,000		
印刷製本費	50,000		
消耗品費	70,000		
その他経費計	0	810,000	
事業費計			2,510,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	480,000		
人件費計		480,000	
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	30,000		
賃借料	44,000		
水道光熱費	16,000		
通信運搬費	16,000		
印刷製本費	12,000		
消耗品費	26,000		
その他経費計	0	194,000	
管理費計			674,000
経常費用計			3,184,000
当期経常増減額			916,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			
当期正味財産増減額			916,000
前期繰越正味財産額			650,000
次期繰越正味財産額			1,566,000